

## 建設アスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決を求める意見書

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの国民に広がっている。建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が起これ、建設従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。

被害者の多くは建設従事者である。これは、アスベストが建設資材に使用され、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに原因がある。

さらに、昭和50年4月以降、アスベストを使用する現場では、防塵マスクの着用など警告義務があったにもかかわらず、遵守しなかったアスベスト建材製造企業の責任も重大である。

特に建設業は、重層下請構造や各地の現場に従事することから、労災認定にも多くの困難が伴っている。国は「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、本市でも平成24年に「石綿による建設技能者の健康被害の拡大防止と、発症した際の労働災害の速やかな認定に関する意見書」を国に提出しているが、その後も被害者及び遺族の生活も含めた保障の充実などを求める声があがっている。

現在、全国各地で建設業に従事していたアスベスト被害者たちが国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求め裁判が行われている。昨年から今年にかけ東京高裁に続いて大阪高裁でも、国とアスベスト建材製造企業の責任を認める判決が下されている。しかし、裁判を起こした建設従事者のなかには、判決が下る前に他界した原告も存在する。

よって、国及び政府に対し、アスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決のためにも下記について措置を講じるよう求める。

### 記

- 1 建設従事者のアスベスト被害者と遺族が生活できる救済を早期に実施すること
- 2 建設従事者のアスベスト問題を早期に解決するために、現状把握し「建設アスベスト被害者補償基金」の検討をすること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成30年12月21日

川口市議会 議長

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
衆議院議長  
参議院議長

様